令別表第二の四の項の上欄に規定する複写資源の有効な利用の促進に関する法律施行平成十三年経済産業省令第五十号 機に関する省令

規定する複写機に関する省令を次のように定め進に関する法律施行令別表第二の四の項の上欄に 項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促 で成三年政令第三百二十七号)別表第二の四の 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令

(複写機の適用除外)

の上欄に規定する経済産業省令で定める複写機第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律施 は、次に掲げるものとする。 A2版以上の用紙に複写が可能な構造の

二 毎分八十六枚以上の複写が可能な構造のもの 三 毎分十六枚以上の複写が不可能な構造の も の

(使用済複写機の装置)

もの

済産業省令で定める使用済複写機の装置は、次第二条 令別表第二の四の項の上欄に規定する経 に掲げるものとする。

一 駆動装置

四 定着装置 三 給紙・搬送装置 二 露光装置

この省令は、平成十三年四月一日から施行す附 則

る。